

名古屋市水防計画の修正案について

——— 主な事項 ———

1 「第4章 予報及び警報」に警戒レベル相当情報の追記

避難勧告等の発令基準に活用する水位情報を、住民自らが行動をとる際の判断に参考となるよう、警戒レベル相当情報として追記する。

P 1

2 〈資料編〉重要水防箇所の修正

国管理河川の庄内川、矢田川では、河川改修の進捗により河積不足が解消され、重要度が変更になった区間と、新堤防として新たに追加された区間の修正を行う。この結果、庄内川では堤防延長 800 メートルが減少。矢田川では堤防延長 10 メートルが増加。

P 2

3 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う修正

内閣府中央防災会議による避難勧告等に関するガイドラインの改訂が平成 31 年 3 月に行われ、防災情報を 5 段階の警戒レベルで提供し住民等の避難行動を支援する運用が新たに加わった。それに伴い、本計画においても関連する事項において追記・修正を行った。

P 3 - P 3 2